令和7年度　固定資産税

償却資産申告の手引き

沼 津 市

申告書の提出期限は、

令和7年1月31日(金曜日)です!

●郵送や電子申告(eLTAX)による提出にご協力ください。
●窓口で提出される場合は、期限間近は窓口が大変混み合います。
1月20日(月曜日)を目途に、早めの提出にご協力ください。

○申告用紙は複写式ではなく単票です。控えが必要な方は、写しをとってからご提出くださるようお願いします。

○申告書を郵送でご提出される方で、収受印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、申告書の写しと、切手を貼り返信先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。(返送には、お時間をいただく場合があります。)

○事業所独自の申告書を使用される方や、電子申告(eLTAX)を利用される方は、沼津市から送付した申告書の所有者コードの転記をお願いします。

○申告書の内容確認のため、ご連絡をさせていただく場合があります。電話番号を忘れずに記入してください。

沼津市ホームページ「償却資産のページ」もご覧ください。

ホームページから申告書・申請書様式をダウンロードできます。　沼津市　償却資産　検索

沼津市TOP→ホーム→市民のみなさんへ→税・保険・年金→市税→償却資産に対する課税

【https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/zei_hoken/shizei/naiyo/shokyaku.htm】

提出される前に再度以下の確認をお願いします!

☐ 申告書に住所、氏名は記入されていますか?
☐ 申告書4番に事業種目は記入されていますか?(例:飲食業、不動産賃貸業等)
☐ 申告書6、7番に応答者及び税理士等の氏名、電話番号は記入されていますか?
☐ 申告書15番に資産所在地の住所を記入されていますか?
(店舗・アパートなどの住所を記入してください。)
☐ 種類別明細書(増加資産・全資産)に耐用年数は記入されていますか?
☐ 種類別明細書(増加資産・全資産)の増加事由欄(1～4)のいずれかを選択されていますか?
☐ 控えが必要な方はコピーを取られましたか?
☐ 収受印を押した控えの返送をご希望の場合、申告書の写しと返信用封筒を同封されましたか?
※返信用封筒に切手がない場合は返送することができませんのでご了承ください。

目　次

Ⅰ　償却資産（固定資産税）のあらまし
1　固定資産税とは …… 3
2　償却資産とは …… 3
3　償却資産の種類と具体例 …… 3
（1）資産の種類の区分と主な例示 …… 3
（2）申告の対象となる資産 …… 4
（3）申告の対象とならない資産 …… 4
（4）少額減価償却資産の取扱い …… 4
（5）リース資産の取扱いについて …… 5
（6）業種別の主な償却資産と耐用年数 …… 6
（7）償却資産と家屋の区分 …… 6

Ⅱ　償却資産の申告について
1　申告が必要な方 …… 7
2　申告の方法と提出書類について …… 7
（1）一般申告（沼津市作成の様式をご使用の方） …… 7
（2）電算申告（企業電算等で作成され、評価額等が算出されている方） …… 8
（3）電子申告（eLTAX）による申告 …… 8
3　申告書等の提出期間 …… 9
4　申告書等の提出先 …… 9
5　申告をしなかった又は虚偽の申告をした場合 …… 9
6　過年度の申告に誤りがあった場合 …… 9

Ⅲ　申告書等の記入例
1　償却資産申告書の記入例 …… 10
2　種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例 …… 12
3　種類別明細書（減少資産用）の記入例 …… 14

Ⅳ　償却資産の評価額や税額の算出方法
1　評価額の算出方法 …… 16
2　税額の算出方法 …… 16
3　法人税・所得税との比較 …… 17
4　固定資産税の軽減措置等 …… 17

Ⅴ　資料・その他
1　償却資産と家屋の区分表 …… 18
2　大型特殊自動車の対象となるもの …… 19
3　減価残存率表 …… 19
4　おしらせ …… 20
5　その他 …… 20

Ⅰ　償却資産（固定資産税）のあらまし

1　固定資産税とは

毎年1月1日現在に土地や家屋、償却資産を所有している方に課税される税金です。なお、都市計画法による都市計画区域内のうち、市街化区域にある土地や家屋を所有している方には都市計画税も併せて課税されます。

2　償却資産とは

法人や個人で事業を行っている方（例：工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方など）が、その事業のために用いることができる構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などの有形固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象となります。なお「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らのために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

3　償却資産の種類と具体例

(1) 資産の種類の区分と主な例示

	資産の種類	主な資産の例示
1	構築物 （建物附属設備を含む）	駐車場等の舗装、看板、庭園・門・塀・緑化施設等の外構工事、よう壁、テント倉庫、ビニールハウス、外灯、カーポート、独立キャノピー、自転車置場など 【建物附属設備】 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備、内装、造作等（詳しくは18ページ「償却資産と家屋の区分表」をご確認ください。）
2	機械及び装置	各種加工・製造設備などの機械及び装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、印刷機、製茶機、ブルドーザーなどの自走式機械（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び000～099」のもの）、その他各種産業用機械及び装置など
3	船舶	漁船、遊魚船、作業船、ボート、ヨット、はしけなど
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、台車、フォークリフトなどの運搬具等（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」のもの）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km 以上のもの ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車や貨物車等は除きます。 ※大型特殊自動車については19ページをご覧ください。
6	工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、金庫、ルームエアコン、ゲーム機器、応接セット、冷暖房機器、レジスター、複写機など

⑵ 申告の対象となる資産

土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産は申告が必要です。なお、次のような資産も事業の用に供することができる状態である場合は、申告の対象となります。

ア　償却済資産（耐用年数が経過した資産）
イ　建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
ウ　遊休又は未稼働の資産
エ　改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
オ　福利厚生の用に供するもの
カ　決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
キ　借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
ク　取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
ケ　使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

⑶ 申告の対象とならない資産

ア　自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの（自動車、軽自動車、乗用型農耕作業用自動車等）
イ　無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
ウ　繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
エ　下表の少額減価償却資産のうち
　・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入してるもの又は必要経費としているもの）
　・取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
オ　平成20年4月1日以降に締結されたリース契約によるリース資産で取得価額が20万円未満のもの
※エ及びオについては、4ページ、5ページをご参照ください。

⑷ 少額減価償却資産の取扱い

少額減価償却資産は、税務会計上の償却方法により次のとおり取扱います。

取得時期		取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

① 取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
② 取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却したもの
③ リース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記ア、イに記載する資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので、ご注意ください。

ア 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
イ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

<table>
<tr><th colspan="2">取得価額
償却方法</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
30万円未満</th><th>30万円以上</th></tr>
<tr><td>①</td><td>一時損金算入</td><td>申告対象外</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>②</td><td>3年一括償却</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>③</td><td>リース資産
（ファイナンスリース）</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象</td></tr>
<tr><td colspan="2">中小企業特例</td><td colspan="3">申告対象</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個別減価償却資産</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
</table>

(5)リース資産の取扱いについて

リース取引により取得した資産（リース資産）については契約の形態によって納税義務者が異なります。ファイナンスリース取引のうち、所有権が借主に移転する資産（所有権移転ファイナンスリース取引）については借主が、所有権が借主に移転しない資産（所有権移転外ファイナンスリース取引）については貸主が、申告する必要があります。

リース契約の種類	所有者	申告する人
所有権移転ファイナンスリース取引	借主と貸主の共有	借主
所有権移転外ファイナンスリース取引	貸主	貸主

※「ファイナンスリース取引」とは、資産の賃貸借で企業等（借主）が必要とする機械設備等を購入する代わりにリース会社（貸主）がその資産を購入して企業等に賃貸し、リース期間中にリース料の形で資産の購入代価、金利等を回収する形態の賃貸借で、次に掲げるような特徴があります。

1 契約期間中の解約が原則として禁止されていること。
2 対象資産の修繕、維持、保守、管理費用を借主が負担すること。

⑹ 業種別の主な償却資産と耐用年数

業　種	主な償却資産
共　通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、テレビ(5)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、看板(10)、ルームエアコン(6)、カメラ(5)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、太陽光発電設備(17)、金属造の広告塔(20)、工場緑化施設(7)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、冷凍庫(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、洗髪設備(5)、パーマ器(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5)、冷蔵庫(6)、冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医(歯科)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、ベッド(8)、消毒殺菌用機器(4)、歯科診療ユニット(7)、手術機器(5)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、その他
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、籾摺り機(7)、乾燥機(7)、その他

(　)内の数字は標準的な耐用年数です。

⑺ 償却資産と家屋の区分

家屋(建物)には、通常その使用目的に応じて、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分しています。償却資産の対象となるものは申告が必要となります。詳しくは18ページ「償却資産と家屋の区分表」をご覧ください。

① 自己所有の家屋に取り付けた場合(家屋と設備等の所有者が同じ)

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

② 借家にテナントの方が取り付けた場合

賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装、造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人等の方が償却資産として申告してください。

※賃借人(テナント)等とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

Ⅱ　償却資産の申告について

1　申告が必要な方

毎年1月1日現在において、沼津市内で事業を行っている方（工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸付けている方など）で、事業のために使用することができる償却資産をお持ちの方は、地方税法の規定により、資産の所有状況を申告していただくことになっています。

2　申告の方法と提出書類について

(1) 一般申告（沼津市作成の様式をご使用の方）

◆初めて申告される方

全ての償却資産を申告してください。新たに事業を開始された方や、過去に申告をされたことのない方が該当します。

所得税法・法人税法における減価償却資産のうち、対象となる資産を次のとおり申告してください。

提出書類／申告区分	償却資産申告書	種類別明細書	留意点
申告する資産がある場合	○	○	令和7年1月1日において所有しているすべての償却資産を種類別明細書に記入してください。
申告する資産がない場合		×	申告書「18備考」欄の「2該当資産なし」を○で囲んでください。

○印のついている書類を提出してください。

◆前年度以前に申告された方

沼津市から送付しました「償却資産申告書」及び「種類別明細書」に前年度までの申告内容を印刷してありますので、内容を確認し、次のとおり申告してください。

提出書類／申告区分	償却資産申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産・全資産用	減少資産用	
資産の増加がある場合	○	○	―	種類別明細書に前年中に増加した資産を全て記入してください。
資産の減少がある場合		―	○	種類別明細書に前年中に減少した資産を全て記入してください。
資産の増減がない場合		―	―	償却資産申告書「18備考」欄の「1資産増減なし」を○で囲んでください。

⑵ 電算申告（企業電算等で作成され、評価額等が算出されている方）

事業者側で評価額等を計算の上で申告していただく方式です。

事業者で電算処理された申告書で申告される場合は、増減のあった資産だけでなく1月1日（賦課期日）現在、沼津市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書を記入例（10～15ページ）を参考に、次のとおり書類を作成し提出してください。

償却資産申告書	1 企業の申告書を使用される場合は、所有者コードを確認させていただくため、本市の申告書を添付するか所有者コードを必ず転記してください。 2 資産件数欄がない場合は、資産件数を備考欄に記入してください。（資産種類別に種類別明細書の1行を1件として集計してください。） 3 取得価額、評価額、課税標準額の欄は、必ず記入してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用) (減少資産用)	1 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、特例率（該当がある場合）、増加事由（1～4） 2 評価額は16ページを参照のうえ算出してください。 3 増加資産、減少資産があるときは、それぞれの明細書を提出してください。

⑶ 電子申告（eLTAX（エルタックス））による申告

沼津市では、電子申告を受け付けています。

eLTAX（地方税ポータルシステム）は、所定の手続きに従って、パソコンで申告データを送信していただく方式です。

事業者で電算処理された申告書で申告される場合は、増減のあった資産だけでなく1月1日現在、沼津市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

eLTAXの利用方法などの詳しい情報は地方税共同機構のホームページ【https://www.eltax.lta.go.jp】をご覧ください。

eLTAX 検索

※ eLTAXにて申告される際は次の点に留意いただきますようお願いします。

① 沼津市から送付された申告書を受け取った方は、申告書の「所有者コード」を必ず記載してください。

② 1月1日現在の全資産及び変更内容（取得価額変更や耐用年数変更等）がわかるように申告してください。

③ 種類別明細書の「資産コード」をeLTAX種類別明細書の「資産コード」欄に入力してください。

④ 減少の場合は種類別明細書の「資産コード」を「抹消コード」欄に入力してください。

⑤ 修正した資産及び特例該当資産等については、摘要欄に「金額修正」「取得年月修正」「耐用年数修正」「地方税法第〇〇条第〇項」や特例名称等を入力してください。

3　申告書等の提出期間

令和7年1月6日（月曜日）～1月31日（金曜日）（土・日・祝日を除く）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

◎郵送や電子申告（eLTAX）による提出にご協力ください。
◎窓口で提出される場合は、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、
1月20日（月曜日）を目途に、早めの提出にご協力ください。

4　申告書等の提出先

〒410-8601　沼津市御幸町16番1号
沼津市　財務部　資産税課
（沼津市役所 本庁舎2階）

◎沼津市が申告書等の送付に使用した緑の封筒は加工することにより申告書提出用封筒になります。また、その他の封筒を使用される場合は、宛名ラベルを裏表紙に印刷してあります。申告書を郵送で提出される場合は、切り取り、糊付け等を行い、ご活用ください。
◎各市民窓口事務所での、提出及び受付はできませんのであらかじめご了承ください。
◎申告書の控え（収受印を押印したもの）の返送を希望される場合は、控用の申告書（写しを取ったもの）と切手を貼り返信先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんのであらかじめご了承ください。
◎申告書や種類別明細書、その他の添付資料はホッチキス留めせず、クリップ留めにしてください。

5　申告をしなかった又は虚偽の申告をした場合

この申告は法律によって提出が義務付けられているもので、正当な理由がなく申告をされなかった場合や、虚偽の申告をされた場合には、地方税法の規定により罰せられることがあるほか、不足額に加えて延滞金を加算して徴収する場合があります。

6　過年度の申告に誤りがあった場合

令和6年1月1日以前に取得した資産の申告について誤りがあった場合は、速やかに修正の申告をしてください。

本年度の申告に含めて申告する場合は、摘要欄に「〇〇年申告漏れ」、「取得金額訂正」等の記載もお願いします。

なお、過年度の申告に誤りがあった場合は、過年度分について別途課税又は減額を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

Ⅲ　申告書等の記入例

Ⅰ　償却資産申告書の記入例

所有者の住所・氏名
・法人は法人の住所地を、個人の場合は住民登録の住所を記入してください。
・方書（ビル名等）がある場合は、具体的に記入してください。
・法人は代表者の氏名を記入してください。
・変更があった場合は、二重線を引いて訂正してください。

事業種目
・事業種目はできるだけ具体的に記入してください。
・２以上の事業を営んでいる場合には、主な事業種目を記入して
　例）製造業×　→　削り節製造〇
資本金
・法人は資本金額も記入してください。

前年前に取得したもの（イ）
・昨年までの申告に基づき取得価額を印字してあります。
・今回初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
前年中に減少したもの（ロ）
・令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
前年中に取得したもの（ハ）
・令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額の合計を種類別に記入してください。
計（ニ）
・令和7年1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を記入してください。

評価額（ホ）・決定価格（ヘ）・課税標準額（ト）
・電算処理により申告される方は記入してください。

受付印　令和　7　年　1　月　10　日
（あて先）　沼津市長

令和７年度 償却資産申告書

所有者
1 住所（又は納税通知書送付先）：〒 410-0832　沼津市御幸町16番1号（ぬまづしみゆきちょう）　御幸町ビル２階（みゆきちょう）
2 氏名（法人にあっては その名称及び代表者の氏名）：沼津水産株式会社（ぬまづすいさん）　代表取締役　沼津太郎
（屋号　サスヌマ）

3 個人は
4 事
5 事
6 こ者の
7 税

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの（イ） 十億	百万	千	円	前年中に減少したもの（ロ） 十億	百万	千	円	前年中に取得したもの（ハ） 十億	百万	千	円	計（ニ） 十億
1	構築物		27	030	850				0		1	219	000	
2	機械及び装置		81	457	690			530	000		3	395	000	
3	船舶				0				0		30	556	000	
4	航空機				0				0				0	
5	車両及び運搬具		1	730	000				0				0	
6	工具、器具及び備品		2	856	000			757	000		3	043	821	
7	合計		113	074	540		1	287	000		38	213	821	

資産の種類		評価額（ホ） 十億	百万	千	円	※決定価格（ヘ） 十億	百万	千	円	※課 十億
1	構築物		19	105	374					
2	機械及び装置		84	135	476					
3	船舶		30	551	586					
4	航空機				0					
5	車両及び運搬具			86	500					
6	工具、器具及び備品		2	135	315					
7	合計		136	014	251					

※太線の中をボールペンで記入してください。

ください。

事業開始年月（決算月）
・法人の場合は、当該法人の設立年月（本社が沼津市外の場合は、沼津市に事業所を開設した年月）と、決算月を記入してください。

この申告に応答する者の係及び氏名
・申告書の内容についての問い合わせ先となる方の部署、氏名、**電話番号（日中の連絡先）を記入してください。**

税理士等の氏名
・この申告書を税理士等が作成した場合は、その所属組織、氏名（担当者名）、電話番号を記入してください。

（償却資産課税台帳）

※所有者コード 0050600000　提出用

第二十六号様式

人番号又法人番号	
業種目	削り節製造
資本金等の金額	（ 20 百万円）
業開始年月	昭和45年 4月（決算月 3月）
の申告に応答する係及び氏名	経理課 静岡 富士男（電話 055－932－1822）
理士等の氏名	駿河花子税理士事務所（電話 055－934－4739）

8 短縮耐用年数の承認	有・(無)
9 増加償却の届出	有・(無)
10 非課税該当資産	有・(無)
11 課税標準の特例	(有)・無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・(無)
13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14 青色申告	(有)・無

(イ)－(ロ)＋(ハ)（ニ）	百万	千	円
	28	249	850
	84	322	690
	30	556	000
			0
	1	730	000
	5	142	821
	150	001	361

税標準額（ト）	百万	千	円

15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地
(1) 御幸町16－1
(2) 内浦三津249－3
(3)

16 借用資産（(有)・無）
貸主の名称等：沼津リース（株）

17 事業所用家屋の所有区分　(自己所有)・借家

18 備考（添付書類等）
1 資産の増減なし
2 該当資産なし
3 異動事項（異動年月日　年　月　日）
a. 廃業、解散等　b. 市内事業所廃止
c. 名称・氏名変更、所有者変更　月　日）
d. 送付先の変更
e. その他（　）

入力	税更

申告書の控えが必要な場合は、
あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。

市（区）町村内における事業所等資産の所在地
・沼津市内の所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

借用資産
・借用資産の有無について該当するものを○で囲んでください。なお、借用資産がある場合は、貸主の名称を記入してください。

事業所用家屋の所有区分
・2棟以上の家屋を使用している場合は、償却資産が主に所在する家屋について、自己所有か借家か該当する方を○で囲んでください。

備考
・資産の増減等について該当番号を○で囲んでください。
・申告について特記すべき連絡事項がある場合は記入してください。
・登録資産の増加・減少がある場合は、必ず「種類別明細書」を作成し、増減申告をしてください。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

資産の名称等
・資産の名称を、20字以内に要約して記入してください。

取得年月
・資産を実際に取得した年月を記入してください。
・年号は昭和は3、平成は4、令和は5です。
※平成は31年4月まで、令和は5月1日からです。
・他市町村で使用していた償却資産を沼津市内で使用するようになった場合の取得年月は市内へ移動した年月ではなく、当初取得した年月を記入してください。

資産の種類
・種類区分の1から6までの番号（3ページ参照）を記入してください。

令和 7 年度

種類別明細書（増加

※ 所有者コード 0050600000

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年
01	1		屋外ガス配管工事	1	4	28
02	1		簡易間仕切り工事	1	5	2
03	2		高圧受変電設備	1	5	6
04	2		削り節機（中古）	1	5	6
05	2		自動乾燥機　改良	1	5	6
06	2		梱包機	1	5	6
07	6		ルームエアコン	1	5	6
08	6		電子複写機 DF750	1	5	6
09	6		応接セット	1	5	6
10	6		パソコン	1	5	6
11	6		テレビ	1	5	6
12	6		冷蔵庫	1	5	6
13	3		漁船　さすぬま丸	1	5	6
14	6		絵画	1	4	20
15						
16						
17						
18						
19						
20						
			小計			

＊注意 「年号」の欄は、令和→5、平成→4、昭和→3と記入してください。「増加事由」欄は、

※太線の中をボールペンで記入してください。

取得価額
・資産を取得するために要した金額を記入してください。
・圧縮記帳されている資産は、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。
・改良費等の支出は、本体と区分して記入してください。

耐用年数
・減価償却資産の耐用年数に関する省令（財務省令）に掲げる耐用年数を記入してください。

増加事由
・該当する番号を〇で囲んでください。
（増加資産）
1　新品取得
2　中古品取得
3　移動による受け入れ
4　その他

摘要
・課税標準の特例が適用される資産については、その旨を記入し、確認できる資料を添付してください。その他、申告もれなど説明を必要とする事項があれば記入してください。

第二十六号様式別表一

資産・全資産用）

所有者名：沼津水産株式会社

1 枚のうち 1 枚目

月	取得価額（イ）	耐用年数	減価残存率（ロ）	価額（ハ）	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増加事由	摘要
5	450 000	15	0.					(1)・2・3・4	平成29年度申告もれ
3	769 000	3	0.					(1)・2・3・4	令和3年度申告もれ
4	2 200 000	15	0.					(1)・2・3・4	
5	235 000	2	0.					1・(2)・3・4	
8	410 000	8	0.					(1)・2・3・4	改良
0	550 000	8	0.					(1)・2・3・4	
3	438 000	6	0.					(1)・2・3・4	
5	673 121	5	0.					(1)・2・3・4	
5	372 000	8	0.					(1)・2・3・4	
5	92 900	4	0.					(1)・2・3・4	
5	286 800	5	0.					(1)・2・3・4	即時償却
6	328 000	6	0.					(1)・2・3・4	
7	30 556 000	9	0.					(1)・2・3・4	特例349-3-5 内航船舶
8	853 000	8	0.					1・2・(3)・4	R6.11東京支社より移動
			0.					1・2・3・4	
			0.					1・2・3・4	
			0.					1・2・3・4	
			0.					1・2・3・4	
			0.					1・2・3・4	
			0.					1・2・3・4	
	38 213 821						0		

1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他　のいずれかに〇をつけてください。

3 種類別明細書（減少資産用）の記入例

抹消コード
・抹消コードとは、市から送付した「登録されている償却資産の明細書」に記載されている資産コードのことを指します。同じ名称の資産が複数登録されている場合、どの資産を減少させるのか明確に分かるように、必ず抹消コード（下段10ケタの番号）を記入してください。

資産の名称等
・資産の名称及び規格等を記入してください。

取得
・減
・一
額

資産の種類
・種類区分の1から6までの番号（3ページ参照）を記入してください。

令和 7 年度

種類別明細書（減

※ 所有者コード
0050600000

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年
01	2	0000000001	ベルトコンベア	1	3	6 3
02	6	0000000010	ルームエアコン	1	4	1 6
03	2	0000000003	梱包機	1	4	1 7
04	2	0000000005	雑節乾燥機	1	4	1 7
05	6	0000000020	雑節スライサー	1	4	2 9
06	6	0000000022	パソコン	1	4	3 1
07	6	0000000015	応接セット	1	4	2 7
08						
09						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
			小計			

小計
・登録資産の訂正（名称、取得年月、数量、耐用年数などの訂正）に係る取得価額は、小計には含めません。

※太線の中をボールペンで記入してください。

減少させる資産の数が多い場合は、同封されている資産の明細書をコピーし、減少させる資産を見え消し（二重線）で消す方法でも結構です。

得価額
少する資産の取得価額を記入してください。
部減少の場合は、取得価額欄には減少する
を記入してください。

減少の事由及び区分
・当該資産が減少した理由とその区分（全部あるいは一部）について、該当する番号を〇で囲んでください。

摘要
・減少した理由等について、次のような事項を具体的に記入してください。
1 売　却→売却先の名称等
2 滅　失→滅失した年月とその事由等
3 移　動→受け入れ先の所在地等
4 その他→減少前と減少後の取得価額や訂正前と訂正後の情報など
※前年以前に減少した資産の申告漏れの場合には、減少した年月と申告もれである旨を必ず記入してください。

減少資産用）

第二十六号様式別表二

所有者名：沼津水産株式会社　1 枚のうち 1 枚目

月 月	取得価額（千億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分（1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他）	1. 全部 2. 一部	摘要
7	200 000	8		1・(2)・3・4	1・(2)	(元) 600,000円 (残) 400,000円
3	380 000	6		1・(2)・3・4	(1)・2	H28.5廃棄 申告もれ
4	330 000	8		(1)・2・3・4	(1)・2	(有)沼津御幸食品へ売却
4	500 000	10		1・2・3・(4)	1・2	耐用年数の改正もれ (旧)8年→(新)10年
4	2 000 000	10		1・2・3・(4)	1・2	取得年月の訂正 (誤)H30.1→(正)H29.4
4	5 000	4		1・2・3・(4)	1・2	取得価額の訂正 (誤)105,000円(正)100,000円
4	372 000	8		1・2・(3)・4	(1)・2	令和6年3月東京工場 (東京都) へ移動
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
				1・2・3・4	1・2	
	1 287 000					

Ⅳ　償却資産の評価額や税額の算出方法

1　評価額の算出方法

償却資産の評価は取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに1月1日現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額＝取得価額 ×（1－r/2）	評価額＝前年度評価額 ×（1－r）

・r＝耐用年数に応ずる減価率　※19ページの減価残存率表を参考にしてください。
・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
・算出した評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〔評価額の計算例〕

令和6年3月に取得した、取得価額270,000円・耐用年数4年のパソコンの評価額
耐用年数4年の減価率 → 0.438
減価残存率初年度　　→ 1 - 0.438/2 = 0.781
減価残存率2年度以降 → 1 - 0.438　= 0.562
令和7年度　→ 270,000円 × 0.781 = 210,870円
令和8年度　→ 210,870円 × 0.562 = 118,508円
令和9年度　→ 118,508円 × 0.562 =　66,601円
令和10年度　→　66,601円 × 0.562 =　37,429円
令和11年度　→　37,429円 × 0.562 =　21,035円
令和12年度→　21,035円 × 0.562 =　11,821円 < 13,500円（取得価額の5%）
※令和12年度算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降の評価額は13,500円となります。

2　税額の算出方法

(1) 課税標準額と税率

毎年1月1日に沼津市内に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価額を合算し、1,000円未満を切り捨てた額が課税標準額となります。課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、適用後の額が課税標準額になります。

固定資産税の税率は1.4%です。課税標準額に税率を乗じ、100円未満を切り捨てた額が税額となります。

課税標準額（1,000円未満切り捨て）	×	税率 1.4%	＝	税額（100円未満切り捨て）

(2) 免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。（なお、資産の多少にかかわらず、申告は必要です。）

⑶ 納期

固定資産税は、4月、7月、10月（各月末）、翌年1月5日の年4回に分けて納めていただくことになります。（納期が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日が納期となります。）

⑷ 過年度の修正・追徴・還付

ご申告いただいた資産の中に過年度の申告もれや登録資産の修正がある場合は、課税台帳の修正を行い、地方税法の規定により追徴又は還付を行います。

3 法人税・所得税との比較

法人税や所得税の償却資産の計算方法と固定資産税の償却資産では取扱いが違うところがあります。相違点については下表の通りです。

項目	国税（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳	認められます	認められません
特別償却・割増償却	認められます	認められません
租税特別措置法の即時償却		
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	1円	取得価額の5%
改良費	原則区分評価	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。）

4 固定資産税の軽減措置等

地方税法の規定により課税標準の特例が適用される資産については、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、種類別明細書の該当資産の摘要欄に「特例該当」と記載し、特例に該当する資産であることを証明する関係書類を償却資産申告書と併せて提出してください。

詳しくは沼津市ホームページ「償却資産に対する課税」をご覧ください。

【https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/zei_hoken/shizei/naiyo/shokyaku.htm】

沼津市　償却資産　検索

Ⅴ　資料・その他

Ⅰ　償却資産と家屋の区分表（3・6ページ参照）

○：償却資産に該当し申告が必要な資産です（構造・用途等により異なる場合があります）。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	異なる場合
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式		○
電気設備	受変電設備	設備一式	○	○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	○	○
	中央監視設備	設備一式	○	○
	照明コンセント設備	屋外設備一式、非常用照明器具	○	○
		屋内設備一式		○
	電力引込設備	引込工事	○	○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	○	○
		上記以外の設備		○
	電話設備	電話設備	○	○
		配管・配線、端子盤等		○
	LAN設備	設備一式	○	○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	○	○
		配管・配線等		○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ	○	○
		配管・配線等		○
	避雷設備	設備一式		○
	火災報知設備	設備一式		○
	盗難非常通報装置	設備一式		○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）	○	○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備		○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	○
		屋内の配管等		○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	○	○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	○	○
		上記以外の設備		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	○	○
		上記以外の設備		○
その他の設備等	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発券機、カーゲート、フラッパーゲート等	○	○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア	○	○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	○	○
		上記以外の設備		○
	その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	○	○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設、アスファルト舗装等）	○	○

2 大型特殊自動車の対象となるもの（3ページ参照）

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車に該当
一般用 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラー、ロード・ローラー、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に**1つでも該当する場合**は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が15km/hを超える ②長さが4.7mを超える ③幅が1.7mを超える ④高さが2.8mを超える
農　耕 作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h以上
その他	ポール・トレーラー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車

3 減価残存率表（16ページ参照）

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取　得	前年前取　得
	r	1−r/2	1−r
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取　得	前年前取　得
	r	1−r/2	1−r
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
26	0.085	0.957	0.915
27	0.082	0.959	0.918
28	0.079	0.960	0.921
29	0.076	0.962	0.924

「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

4 おしらせ

次のような場合は資産税課にご連絡ください。

(1) 廃業または沼津市内の事業所を廃止した場合

廃業または沼津市内の事業所を廃止した場合は翌年度以降の課税台帳を閉鎖する必要がありますので、速やかに資産税課にご連絡ください。

(2) 災害による損害を受けた場合

災害（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、その他異常な自然現象又は火災により生ずる被害）により損害を受けた場合、損害の程度が一定以上のものについては、固定資産税が減免されます。

被害を受けられた方は、資産税課までお問合せください。

5 その他

(1) 実地調査のお願い

沼津市では申告内容の確認のため、地方税法の規定に基づき実地調査を実施しています。実地調査では、帳簿の写しの提出や、現地での帳簿の照会などをお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

(2) 申告書の送付について

沼津市が申告書等の送付に使用した緑の封筒は加工することにより申告書提出用封筒になります。その他の封筒で提出する際は、下のラベルをご活用ください。なお、切手の貼り忘れにご注意ください。

〒410−8601
静岡県沼津市御幸町16番1号
沼津市役所
財務部　資産税課　償却資産係　行

※この手引きは令和6年8月末現在の資料で作成しています

〒410−8601 静岡県沼津市御幸町16番1号
沼津市 財務部 資産税課 償却資産係
TEL 055−934−4739（直通）